

寄付金取扱規程

2011 年 5 月 12 日臨時総会承認

2019 年 3 月 19 日理事会決議により変更

2025 年 6 月 3 日の理事会決定に基づいて「収益事業」に関して変更委

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人会社役員育成機構が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寄付金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金又は寄付物品

(寄付金)

第 3 条 この法人は、常時寄付金を募ることができる。

2 この法人が行う公益目的事業等の準備・実施以外に充てる寄付金は、寄付金総額の 45%以内としなければならない。ただし、寄付者より使途の指定があった場合はこの限りではない。【詳細については、次のページの説明をご覧ください。】

(附則)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、寄付金等に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

第 6 条 この規程は、当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律 49 号）第 4 条に規定する公益認定を受けた日（2011 年 4 月 27 日）から施行する。

公益社団法人 会社役員育成機構
寄付金取扱規程

以上

第3条に関する補足説明 (参考)

第3条

(3) この法人（BDTI）は、寄附金を収受することができる。

寄附金については、その総額の45%を超える金額を、当法人の「公益目的事業（業務）」以外の活動、またはその準備に要する費用に充ててはならない。ただし、寄附者がこれと異なる取扱いを指定し、またはこれを許諾した場合は、この限りでない。

説明

公益社団法人である当法人（BDTI）の収支計算は、次の三つの区分に分けられている。

- (a) 内閣府の認定を受けた「公益目的事業」に係る収益および直接経費
- (b) 内閣府の承認を受けたその他の事業に係る収益および直接経費
- (c) 上記(a)(b)の事業を遂行するために必要な一般管理費等を含む「法人会計」

BDTIにおいては、内閣府により次の活動が承認されている。

- (1) 公益目的事業（公益事業）
 - (i) コーポレート・ガバナンスに関する専門的知識の普及、及び人材育成を推進する事業
 - (ii) コーポレート・ガバナンスに関する調査研究及び一般市民の啓もうに資する事業
- (2) その他の承認事業（「収益事業」）
 - (i) 広告事業（例：BDTIのウェブサイト上での広告掲載 等）
 - (ii) 特定企業及び機関に対する研修、コンサルティング等の業務を提供する事業
- (3) その他変更に係る事項（現時点では該当なし）

したがって、第3条（上記）の規定は、寄附金の総額のうち45%を超える部分を、上記（1）に掲げる公益目的事業以外の活動、すなわち「収益事業」の経費として支出してはならないことを意味している。